

年金コラム

20歳になったら国民年金に！

国民年金は、日本に住んでいて20歳から60歳までのすべての方が加入して、やがて訪れる老後の所得保障だけでなく、障がいや死亡といった不慮の事故などにより私たちの生活の安定が損なわれることのないよう、みんなが前もって保険料を出し合いお互いを支え合う制度です。

また、少子高齢化が進行し現役世代の負担が年々増加していますが、基礎年金の半分は国庫負担で賄われています。ただし、加入の手続きや保険料

の納め忘れがあると年金が受け取れないこともありますので、「あのときに…」と後悔する前に必ず国民年金の手続きを取りましょう。

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方の場合には、「学生納付特例」や「免除・納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

問合せ 春日部年金事務所 ☎048・7377112 / 市民課 (総合窓口) 市民係 (内線2663) / 各総合支所 各戸籍市民係 (菖蒲・内線121 / 栗橋・内線214 / 鷺宮・内線128)

栗橋駅西土地区画整理事業地内 保留地抽せん公売

栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業地内の保留地を抽せんで公売しています。

区画数 1区画 面積 119.08㎡(約36坪)
 価格 7,025,720円 用途地域 第1種住居地域
 ※詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

申込方法・問合せ 直接、栗橋駅西土地区画整理事務所(栗橋総合支所内/内線261)へ

愛の泉

～善意をありがとうございます～

- ★栗橋小学校のために
KOMINE工業株式会社さん
株式会社埼玉りそな銀行栗橋支店さん
トランペット2点
- ★菖蒲中学校のために
株式会社光和衣料さん
株式会社群馬銀行さん
液晶テレビ43型1台
- ★保健福祉のために
埼玉県トラック協会久喜支部さん
車椅子1台

連載 久喜歴史だより(第85回)

明治天皇の行幸と久喜



▲鷺宮に残された演習関係の碑

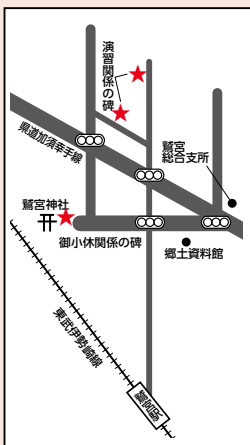
今年(平成30年)は、明治元年(1868)から150年にあたることから、それを記念するさまざまな取り組みが全国各地で行われました。

明治天皇は嘉永5年(1852)に生誕し、父親である孝明天皇の崩御によって慶応3年(1867)に皇位を継ぎ、激動の時代を経て明治45年(1912)に崩御しました。

明治天皇は各地を行幸しており、明治5年(1872)から18年(1885)にかけて、全国各地を行幸した「六大巡幸」が知られています。そのなかで、栗橋は東北地方へ通じる街道が通ることから、明治9年(1876)の東北・北海道巡幸の際には、6月4日に栗橋の旧本陣・池田鴨平宅で御小休をしています。利根川渡船の際には鯉漁を天覧し、採れた鯉は天皇が買い上げました。明治14年(1881)の山形・秋田・北海道巡幸の際にも、8月1日に池田宅で御小休をしました。

六大巡幸とは別に、明治19年(1886)7月9日に行われた日本鉄道会社第二区線(現JR宇都宮線)の利根川鉄橋の開通式にも明治天皇が行幸しました。栗橋から対岸へは徒歩で鉄橋を渡り、帰りは船で戻りました。その後、漁や水泳大会、栗橋の八坂神社の神輿が利根川に担ぎこまれる様子などを天覧しました。この時の行幸の記念碑が加須市旗井に残されています。

また、明治29年(1896)には鷺宮で近衛師団の演習が行われ、演習を天覧・講評した後に、鷺宮神社で御小休をしています。演習を天覧・講評した場所にそれぞれ記念碑が立てられているほか、鷺宮神社境内には明治天皇の馬を繋ぎ止めた場所や御小休をした場所などに記念碑が残されています。明治天皇の行幸した場所には記念碑が残されていることが多く、当時の様子を知ることができるようになっています。



問合せ 教育委員会文化財保護課文化財・歴史資料係(内線383)